

## 熊本県がん予防対策企業等連携登録事業実施要領

### (目的)

第1条 がんによる死亡率の減少を図るため、熊本県（以下「県」という。）が、がん予防に関する知識の普及啓発及びがん検診受診促進等のがん予防対策に取り組む企業・団体（以下「企業等」という。）を登録することで、企業等との連携による働き盛りの世代を中心とした県民のがん予防及び健康増進を図ることを目的とする。

### (対象及び登録要件)

第2条 県内に主たる事業所または支店を有し、県とともにがん予防に取り組む企業等を対象とする。

2 県は、次に掲げるいずれかの項目に取り組む企業等を登録する。ただし、（1）は必須項目とする。

- （1）従業員へのがん予防に関する情報提供及びがん検診受診勧奨
- （2）従業員の家族へのがん予防やがん検診に関する情報提供
- （3）がんになり患した従業員が継続就労できるような支援
- （4）がん予防やがん検診に関する県民への知識の普及及びがん検診受診啓発
- （5）企業等有する施設内における受動喫煙防止対策
- （6）生活習慣病予防対策としての事業所健診や特定健診の受診勧奨
- （7）その他、がん予防に関する積極的な取組み

### (登録)

第3条 事業に賛同し登録を希望する企業等は、熊本県がん予防対策連携企業・団体登録申請書（様式1）を県に提出するものとする。

2 県は、内容を確認後、熊本県がん予防対策連携企業・団体として登録を行うとともに、企業等に対し登録証を交付する。

### (支援等)

第4条 県は、熊本県がん予防対策連携企業・団体として登録した企業等（以下「登録企業等」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- （1）がん検診受診促進の啓発資材の提供
- （2）がん予防に関する情報提供及び従業員研修への協力
- （3）県のホームページや広報誌への登録企業等の名称や取組み内容の掲載
- （4）登録企業等の広告等に「熊本県がん予防対策連携企業等」である旨の表示への承諾

(取組状況の報告)

第5条 登録企業等は、毎年4月末日までに、前年度の取組状況と当該年度の取組計画について、がん予防対策の取組状況報告書兼取組計画書(様式2)(以下「報告書」という。)により県に報告するものとする。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、認定日から当該年度末日までとする。なお、前条により報告書の提出があった場合は、登録期間を更新するものとする。ただし、報告書の提出がなかった場合は、登録を削除する。

(登録の変更)

第7条 登録企業等は、企業等の名称、所在地及び連絡先に変更が生じた場合は、熊本県がん予防対策連携企業・団体登録内容変更申請書(様式3)により、速やかに県に提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 県は、登録企業等が、この要領で定める取組みを行わないことが明らかになった場合及び登録企業として適当でなくなったと認められる場合には、登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成26年3月10日から施行する。